

**京都市社会福祉審議会組織構成****京都市社会福祉審議会**

○社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法（以下「法」とします。）第7条第1項に基づき設置

※ 専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会は委員のみ）で組織し、部会は専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する（波線は法令により設置義務がある、又は法令等に基づき社会福祉審議会等に意見を聴くこととされている事項等処理するため設置するもの）。

※ 審議案件により、必要な場合は、以下の専門分科会のほか、随時検討のための専門分科会、部会を設置する。

**①民生委員審査専門分科会**（法第11条第1項）

○民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため設置

**②身体障害者福祉専門分科会**（法第11条第1項）

○身体障害者の福祉に関する事項の調査審議するため設置  
※ 障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る意見聴取を行う。

**③審査部会**

○身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため設置

**④福祉施策のあり方検討専門分科会**（法第11条第2項）

○福祉施策推進のための基本理念、共通する基本方針を調査審議するため設置

**⑤地域福祉専門分科会**（法第11条第2項）

○地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。